

令和5年2月22日

各社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護基盤課

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の
一部改正について（通知）

国は新型コロナについて、5月8日から5類感染症に位置付ける対応方針を示すとともに、感染対策における「マスクの着用」の考え方を見直して3月13日から適用することとしました。

こうした状況を踏まえ、県は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を2月21日に別紙のとおり一部改正しました。

ついては、貴施設の職員及びその家族に対して周知徹底していただきますようお願いいたします。

また、広島県におけるイベント開催条件について、別紙のとおり変更となりましたので、貴施設においてイベント等を実施する場合には、記載されている感染防止策を講じていただくよう、お願いいたします。

《対処方針の主な改正内容》

（マスクの着用について）

- 感染拡大を防止するためには、県民一人ひとりが、しっかりと基本的な感染対策に取り組むとともに、高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方を守る行動をとる必要がある。
- 感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、令和5年3月13日から行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスク（不織布マスクを推奨）の着用を推奨する。

【マスクの着用が効果的な場面等】

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中（勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。）

- 周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅（宿泊）療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに、発熱等の症状のある方も外出を控える。なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みを避け、マスクを着用する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

（５類感染症への移行について）

- 県は、５類感染症への移行により、重症者や死亡者の増加につながらないよう、必要な医療提供体制の確保を前提に、令和５年３月上旬に示される予定の患者等への対応や医療提供体制に係る国の具体的な方針も踏まえ、移行に向けた準備を着実に進める。

【広島県ホームページ】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>)

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 プラン推進グループ	082-513-3171
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	医療介護基盤課 法人指導・老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	医療介護基盤課 介護事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734